# さくらじま知的障害児者生活サポート協会支部取扱事務手数料規程

（目　　的）
第１条　この規程は、本会の支部（施設・事業所等）事務取扱手数料に関する事項を定めることを目的とする。

（手数料の額）
第２条　手数料の額は、次に定める加入者数に応じて各支部に年１回、支弁する。

| 加入者数 | 手数料 |
|---|---|
| １～１０人 | ２，０００円 |
| １１～２０人 | ４，０００円 |
| ２１～３０人 | ６，０００円 |
| ３１～４０人 | ８，０００円 |
| ４１～５０人 | １０，０００円 |
| ５１～６０人 | １２，０００円 |
| ６１～７０人 | １４，０００円 |
| ７１～８０人 | １６，０００円 |
| ８１～９０人 | １８，０００円 |
| ９１～１００人 | ２０，０００円 |
| １０人増ごとに、２，０００円ずつ加算する | |

２　第１項の算定基準日は、毎年３月１日とする。

附　　則
１．この規程は、平成２２年　５月１２日より施行する。